

29観振第508号
平成29年7月1日

一部改正平成30年1月30日

旅行業法第19条第1項に基づく旅行業者の不利益処分の基準について

旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）に基づく、旅行業者に対する不利益処分は、下記に定めるところによる。

なお、旅行業法第19条第1項に基づく旅行業者の不利益処分の基準について（平成19年6月1日施行）は、廃止する。

記

1. 不利益処分の基準について

法第19条第1項の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとし、また、行政指導が前置されている違反に対しては、まず行政指導を行い、それでも是正されない場合に業務停止処分を科すこととする。

2. 不利益処分の軽減について

業務の全部又は一部の停止について、その行為が次の（1）から（3）までの全てに該当する場合には2分の1を超えない範囲で、（1）及び（2）又は（3）に該当する場合には4分の1を超えない範囲で、（1）のみ又は（2）及び（3）のみに該当する場合には8分の1を超えない範囲で、別表に掲げる業務の停止の期間を短縮することができる。

- （1）現に旅行者に身体・財産上の被害を与えていないこと
- （2）過去10年以内に不利益処分を受けたことがないこと
- （3）再発防止のための体制を既に構築したと認められること

3. 不利益処分の加重等について

不利益処分を受けた旅行業者が、当該不利益処分から5年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、違反行為が旅行者の死亡等の被害を生じさせ若しくは生じさせると見込まれるなど重要なものである場合、

又は複数の違反行為を行った場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2分の3を乗じて得た日数に加重することができることとする（その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

4. 不利益処分の対象となる営業所について

業務の全部又は一部の停止の対象となる営業所については、当該違反行為を行った営業所であることを基本とするが、複数の営業所を有する旅行者については、当該違反行為が本社による内部統制体制の欠如に起因するものと認められる場合にあっては、当該営業所に加え、主たる営業所についても業務の全部又は一部の停止等の不利益処分を科すことができることとする。

5. 登録の取消について

不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積60日間に達した場合は、登録の取消を行うことができることとする。

6. 不利益処分の一時的実施猶予について

不利益処分を科す場合においても、既に締結された旅行契約の円滑な履行に必要な限度において一部の業務を継続しうるものとする。

7. 不利益処分後の関係団体への通知について

不利益処分を行った場合は、不利益処分の対象となった旅行者が加入している旅行業協会に対して通知するものとする。